

令和7年度協会けんぽ沖縄支部健康保険委員研修会動画

過去にさかのぼって 健康保険の資格がなくなると・・・

資格がなくなった期間に

健康保険を使用して医療機関等を受診した「医療費」

傷病手当金、高額療養費等の「給付金」

があれば、ご本人様(元被保険者)から協会けんぽに
お返しいただく必要があります。



数百万円の
ケースも！

就職、退職、被扶養者の収入確認など
適時のお届をよろしくお願ひします！

◎従業員の方へ以下をご周知くださるようお願いいたします。



① 医療費

過去にさかのぼって資格がなくなった期間に健康保険を使用して医療機関などを受診されていた場合は、自己負担分を除いた医療費(総医療費の7割～8割)をお返しいただきます。

② 給付金

過去にさかのぼって資格がなくなった期間に健康保険から傷病手当金や高額療養費などの給付金を受給していた場合は、支給された給付金の全額をお返しいただきます。

◎従業員の方へ以下をご周知くださるようお願いいたします。



③ お返しいただく方法

全国健康保険協会にて返納額を計算し、ご本人様あてに納付書をお送りしますので、納付期限までにお支払ください。

★保険証・資格確認書

使えなくなった保険証・資格確認書は、年金事務所へお返しくださ

い。

★国民健康保険等への加入

国民健康保険等、新たな健康保険の加入手続きを速やかに行ってください。

※医療費に関する返納金について、国民健康保険と全国健康保険協会
の間で精算する仕組みを利用できる場合があります。

協会けんぽまでご相談ください。